

| | | | | | | | | | | |
|---------|-------------|-------------|-------------|----|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|
| 政令市・特別区 | 市 20万人以上 | 市 10万人以上 | 市 10万人未満 | 町村 | 40%以上 | 35~40% 未満 | 30~35% 未満 | 25~30% 未満 | 20~25% 未満 | 20%未満 |
| 人口 | | | | | 高齢化率（65歳以上人口割合） | | | | | |

| | | | |
|-------|-------------------------|----|----------|
| 自治体名 | 鳥取県鳥取市 | 区分 | 単独・直営+委託 |
| キーワード | 地域連携ネットワークにおける機能分担、都道府県 | | |

成年後見ネットワークから中核機関設置へ

I. 概要

1. 自治体概要

| | |
|-----------------|-----------------------|
| 人口 | 187,288人 |
| 面積 | 765.31km ² |
| 高齢化率 | 28.7% |
| 地域包括支援センター | 5か所 |
| 日常生活自立支援事業利用者数 | 62人 |
| 障害者相談支援事業所 | 19か所 |
| 療育手帳所持者数 | 1,822人 |
| 精神障害者保健福祉手帳取得者数 | 2,246人 |

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

① 成年後見制度利用者数

| 利用者数(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|----------|-----|-----|----|------|
| 73人 | 53人 | 15人 | 5人 | 不明 |

(2018年12月末時点)

② 市長申立て件数

| 年度 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 (8月末時点) |
|----|-------|-------|-------|------------------|
| 件数 | 30件 | 29件 | 31件 | 18件 |
| 内訳 | 高齢者 | 26件 | 24件 | 24件 |
| | 障害者 | 4件 | 5件 | 5件 |

③ 市民後見人養成状況等

| 養成者数(累計) | 後見受任者数 | 法人後見支援員(実働数) | 日常生活自立支援事業生活支援員(実働数) |
|----------|--------|--------------|----------------------|
| 71人 | 4人 | 10人 | 13人 |

(2018年度末時点、養成者数は周辺市町村の参加者を含む)

3. 事例のポイント

▶ 県内3地区の「成年後見ネットワーク」と

行政の支援

鳥取県では、専門職を中心に、個人では受任しにくい困難事例を受任する「成年後見ネットワーク」を設置し、法人後見事業や虐待対応等の取り組みに対し、県は補助金、全市町村は事業の委託を実施。

▶ 地域連携ネットワーク各機関の役割分担

地域連携ネットワークの機能を分け、「鳥取市(各課)、中核機関(とっとり東部権利擁護支援センター「アドサポ」、鳥取市社協、それぞれの機関が担う機能を整理。

▶ 市民後見人案件から受任調整対象を拡大

当初は市長申立に関する市民後見人受任調整を行っていた会議の機能を、法人後見や専門職受任案件を扱えるよう、徐々に対象を拡げた。

既存機関の活用

計画の策定

条例の制定

取組

定住自立圏域

支援検討

アセスメント

窓口周知

広報・相談、

調整

他制度との連携

相談受付の工夫

市町村長申立

受任調整会議

市民後見人養成

推薦

後見人候補者

法人後見

相談・支援

親族申立の

活用

補助・保佐の

親族後見人支援

任意後見制度

バックアップ

モニタリング・

取り扱い

個人情報

意思決定支援

連携

都道府県等との

協議体、合議体

連携

当事者団体との

家裁との連携

不正防止(効果)

連携

専門職団体との

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

| 時 期 | 概 要 |
|---------------|--|
| 2002 (H14) 年～ | 県内で専門職を中心に「成年後見ネットワーク」が県内3箇所で開催される。 Point 1 |
| 2007 (H19) 年 | 鳥取県が県内3つの成年後見ネットワークに高齢者虐待対応のための専門職チーム派遣事業を委託。(現在は権利擁護相談、ケース会議派遣等も実施) |
| 2010 (H22) 年 | 鳥取県社会福祉士会「福祉後見支援センター構想」に、全ネットワークが賛同。 |
| 2011 (H23) 年 | 成年後見ネットワーク鳥取で「権利擁護支援に関するアンケート調査」を実施。 |
| 2012 (H24) 年 | とっとり東部権利擁護支援センター「アドサポ」を設立し法人後見開始、センターへの支援を行政に依頼。 |
| 2013 (H25) 年 | 鳥取県と、鳥取市を含む東部5市町が「アドサポ」に補助金・委託金を拠出。 Point 2 |
| 2015 (H27) 年 | 鳥取市社協「かけはし」で法人後見開始。 鳥取市市民後見人養成講座を開始、鳥取市市民後見運営協議会を設置。 |
| 2017 (H29) 年 | 第1号鳥取市市民後見人が誕生。 |
| 2019 (R1) 年 | 市民後見運営協議会が鳥取市後見人等受任調整会議に発展。 |
| 2020 (R2) 年 | 鳥取市は、「アドサポ」の委託契約に「中核機関」という文言を入れる予定。 |



POINT

Point 1

県内の専門職が少ないことを背景として、成年後見ネットワークが、任意団体として県内東部・中部、西部にたちあがりました。

会員は弁護士、司法書士、社会福祉士を中心に、医師、行政書士、精神保健福祉士、行政職員等数十名でした。

Point 2

鳥取県は、2012 (H24) 年より県内3つの成年後見ネットワーク（一般社団法人）に1箇所300万円の補助金を出すことを、該当市町村が同額以上負担することを条件として、決定しました。これをうけて、2013 (H25) 年より東部5市町も東部地区のネットワークであるとっとり東部権利擁護支援センター「アドサポ」に対し、計300万円の委託金を出すことを決定しました。

地域ではどんな課題があり、どのような機能が求められていたのでしょうか？

成年後見ネットワーク鳥取の調査では、以下のような課題があげられました。

- 権利擁護の相談窓口について、本人と家族が利用に消極的。
- 虐待対応が「ためらわれ」、地域包括支援センターが「迷うケース」において、置き去りにされる権利擁護ケースがある。

そのため、住民の権利擁護についての理解を支援する啓発機関や市民講座の開催や、包括や事業所が判断に迷ったとき相談にのり、迅速な対応ができるサポート機関が必要であることが提言されています。

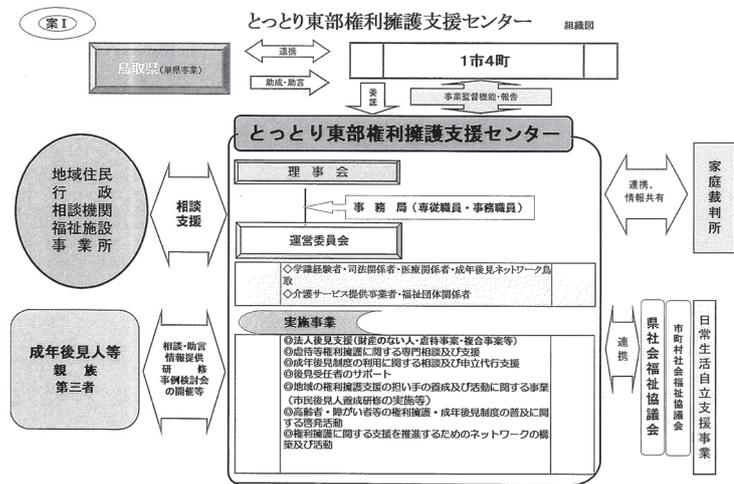


Ⅲ. 鳥取市における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

現在、鳥取東部1市4町は権利擁護センターを一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター「アドサポ」に委託しています。相談員（社会福祉士）2名、事務員1名、非常勤職員2名に加え、市民後見人養講座修了者10名が非常勤補助員として主に法人後見事業を担っています。

鳥取市では令和2年より中核機関をアドサポに委託する予定です。



2. 地域連携ネットワークにおける各機関の役割分担

鳥取市では、成年後見制度利用促進基本計画における「地域連携ネットワーク」の5つの機能をどこがどのように担うのかを整理しました。

中核機関となるアドサポは、「広報、相談、利用促進、後見人支援、不正防止」すべてに関わります。

鳥取市（長寿社会課、地域包括支援センター、

障がい福祉課、鳥取市基幹相談支援センター・相談支援事業所）は主に相談を担い、所管課である長寿社会課は受任調整会議や市民後見人の名簿管理を担っています。

また鳥取市社協では、市民後見人の養成・支援、法人後見受任、日常生活自立支援事業からのスムーズな移行等を担っています。

地域連携ネットワークの機能 一覧

| | 鳥取市 | | | | 中核機関 (アドサポ) | 鳥取市社会福祉協議会 (かけはし) |
|---------------|----------------------------|------------------------|--------|--|--|--------------------------------------|
| | 長寿社会課 (基幹型包括含) | 地域包括支援センター | 障がい福祉課 | 鳥取市基幹相談支援センター・ 相談支援事業所 | | |
| 地域連携ネットワークの機能 | ・ 周知・啓発 | | | | | |
| | 広報 | ・ 市長申立に関する相談 ・ 総合相談 | ・ 総合相談 | ・ 市長申立に関する相談 ・ 総合相談 | ・ 本人申立、親族申立に関する相談・支援 ・ 困難案件に関する相談 ・ 市民後見人からの相談 ・ 後見人からの相談 | ・ 本人申立、親族申立に関する相談・支援 ・ 市民後見人からの相談 |
| | 相談 | | | ・ 制度に関する相談 | | |
| | | | | ・ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援 ・ 早期の段階からの相談・対応体制の整備 | | |
| 利用促進 | ・ 受任調整会議の開催 ・ 市民後見人名簿管理 | | | ・ 受任調整会議の開催 ・ 市民後見人への支援 ・ 家族との連携 ・ 法人後見受任 | ・ 市民後見人の養成・支援 ・ 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行 ・ 法人後見受任 | |
| 後見人支援機能 | | | | ・ 親族後見人への支援 ・ 後見人への支援 ・ 家族との連携 | ・ 親族後見人への支援 ・ 後見人への支援 | |
| 効果 | 不正防止 | | | ・ 地域連携ネットワークやゲームでの見守り体制の整備 | | |

3. 受任調整機能を市民後見人案件から拡大

鳥取市は、市民後見人養成講座の実施を社協に委託すると共に、市民後見人の選任に向け、家庭裁判所と実務研修のあり方や選任後のサポート体制に関する調整を行い、2015（H27）年に「鳥取市市民運営協議会」（メンバーは鳥取市、社協、アドサポで構成）を設置、市長申立に関する市民後見人案件の受任調整の準備をしました。2017（H29）年には第1号鳥取市市民後見人が誕生しました。

その際、市民後見人にはふさわしくないとされた案件についての受け皿が問題となり、メンバーの社協やアドサポが受任する、あるいはアドサポの会員の専門職に依頼するなどで解決しました。また、メンバーの社協やアドサポが申立支援した案件で、市民後見人がふさわしいと考える案件を調整できるようにすることとしました。

このような経過を経て、2019（R1）年6月から新たに「鳥取市後見人等受任調整会議」を設置

し、専門職の4士会（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会）がメンバーに加わりました。

現在、鳥取市の市長申立案件を中心に社協やアドサポが申立支援した案件も含めて、毎月2～5件を①市民後見人②専門職③社協の順に受任調整していき、いずれも受任困難と判断された案件を④アドサポが受任するという調整をしています。

| 申立 受任 | 市長申立 | アドサポ 申立支援 | 社協 申立支援 |
|------------------------------|------|--------------|------------|
| 市民後見人 | | | |
| 社協 | | | |
| 弁護士 司法書士 社会福祉士 行政書士 | | | |
| アドサポ | | | |

「鳥取市市民後見運営協議会」（実線枠）から「鳥取市後見人等受任調整会議」（点線枠）への変更に伴い、会議での調整案件や受任候補者が広がった。

担当者より

受任調整会議の仕組みが整備され、より積極的に市長申立てが行えるようになり、数も増えてきています。

行政だけではできないことが多いが、アドサポさん、社協さんが関わってくれてはじめてできたことが多くあります。今後も協力して取り組みを進めていければと思います。

「わがまちの権利擁護をこうするんだ」という理念のもとに、取組を「リード」し、「セイフティネット」の役割を果たすのが中核機関であると思います。

地域を基盤に、高齢・障害の縦割りを超えた権利擁護の取組が求められる。地域包括ケアと権利擁護支援がつながっているとよいと思います。



■参考URL 連絡先

●鳥取市福祉部長寿社会課

TEL：0857-30-8213

URL：<https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1549348359317/index.html>

●一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター

TEL：0857-30-5885

URL：<http://adsuppo.net/>